

|           |                                      |        |            |
|-----------|--------------------------------------|--------|------------|
| ■論文題目     | 風力発電事業における潜在化する被害-住田・遠野の風力発電所を事例として- |        |            |
| ■氏名(学籍番号) | 及川拓人(0412021017)                     |        |            |
| ■指導教員     | 平井勇介                                 | ■所属コース | 地域社会・環境コース |
| ■キーワード    | 受益圏・受苦圏                              | 共有地    | 騒音被害       |

## 1. 問題関心・研究目的

近年、地球温暖化による異常気象などの問題が深刻化していることを受けて、世界的に再生可能エネルギー（以下、再エネと表記）の導入が進んでいる。岩手県でも再エネ事業の対象地となっているところが多く、風力発電に関しては県北を中心に設置されていて、他にも建設予定の風力発電所がいくつかある。

一般的には、賛同されていることの多い再エネ事業だが、場所によっては被害が出ているところもある。本研究の対象地である、住田・遠野の風力発電所に関しても、事業導入による騒音などがある。騒音や景観の問題で、引っ越しを余儀なくされた住民もいる。そこで、本研究では再エネ事業からもたらされる利益と被害は、地域の中でどのように扱われているかを明らかにしたい。

## 2. 先行研究

開発事業によってもたらされる利益と被害のバランスに着目した研究枠組みとして、環境社会学の受益圏・受苦圏論がある。この研究枠組みは、事業による受益主体の圏域と受苦（被害を受ける）主体の圏域の重なりや分離の程度を視覚的に示し、被害者救済に至りにくいメカニズムを説得的に示すものである。本研究は、こうした分析視角を意識しつつ、風力発電事業立地地域の地域社会に焦点を当てていきたい。なぜなら、事例からすると、地域社会がその受益と受苦の調整役を担っている側面があるためだ。

風力発電事業立地地域の地域社会研究は数多い。例えば、本巢・丸山（2020：39-46）は、風力発電所による近隣住民の健康影響や賛否は、風力発電所からの近さだけではなく、事業者の地域社会への説明のやり方など社会的要因によって影響を受けることを指摘している。こうした地域社会研究では、地域の犠牲の上に、地球環境を守るということはあってはならないという姿勢（例えば、本巢、2022）でいずれも共通しているが、地域社会が具体的な受苦をどう考え、対応しているのかというところまで記述されているものは少ない。

## 3. 調査概要

岩手県内陸部の遠野と住田にまたがる風力発電所は、日本各地で再エネ事業の開発、建設、運営に取り組んでいる株式会社グリーンパワーインベストメントが「遠野住田ウィンドファーム」として、2023年5月11日に商業運転を開始した。これは県内最大の風力発電所で、27基の風力発電機を設置していて、周りには8つの地区（平笹、小黒沢、荒屋敷、大洞、大葛、堂場、辰砂山開拓地、火の土）が点在する。

本研究で扱うデータは2023年9月から2024年11月までの現地でのフィールド調査によるものである。8つの地区の住民に聞き取り調査を行い、事業前後の騒音や景観の影響について伺った。また、風車を立地している地域の共有地を管理してきた牧野組合（現在は株式会社・林友）の代表（B氏）にもお話を伺った。

## 4. 地元（林友）による受益と受苦の調整

### 4-1. 風力発電設立の経緯

風車が建設された土地はもともと小友村の牧野組合が管理していた。牧野組合は、小友村のダンナ衆（山林や農地を多く所有する家々）が中心になって担ってきた。時勢もあっただろうが、牧野組合の経営は苦しく、加えて、ダンナ衆の資金の流用疑惑もあり、牧野組合の後進組織である林友の代表となるB氏を中心に組合総会で役員を総辞職させるという事態に至った。B氏はその後、住田町に計画されていた風力発電事業が難航しているという話を受け、牧野組合の管理する土地に事業を誘致する働きかけをおこなう。風車立地による事業者からの地代収入によって、牧野組合の経営を立て直そうとしたのである。

### 4-2. 新リーダーの戦略

風力発電事業誘致の見込みがある程度つき、B氏は、事業者へ土地を貸せるようにするため、組合を法人化して「林友」を設立する。B氏は、風力発電誘致に際して、事業者から地代として得た利益の半分を「地域に落とす」ことを小友地区住民に周知し、理解を求めた。実際に、林友は事業者から得られた利益を地代の半分以上する神輿を地域に寄付したり、各地区の公民館にエアコンを寄付するなどして、地域に還元している。B氏の立場からすれば、牧野組合（≒現林友）の経営を立て直すことと、小友地区住民の牧野組合への厳しい目線（共有地で得た収入をまた私的に流用するのではないか）の狭間での選択であったろう。

#### 4-3. 事業による被害

現地での調査から明らかになったのは、平笹、小黒沢、荒屋敷地区で風車による騒音被害があったことである。被害の程度に個人差はあるものの、風車から比較的近いお宅で騒音被害のお話を伺った。

荒屋敷地区では騒音や景観の悪化のため、同地区内の風車から遠い場所へ引っ越した住民（A氏）もいた。

A氏は、田や山がある田舎暮らしを求め移住してきた。移住後に風車が建設され、最初は我慢していたが、風向きによっては不快な音がし、畑からは13基の風車が見えて、景観的にも人工物に嫌悪感をいたく。事業説明会では、自分の反対意見には敵対視され、その場では浮いたような存在になったという。「社会的に意義があるのはわかるが、なぜ俺だけにしわ寄せが」とも語るように、この地域は一部の人が風車による生活被害をこうむっているのだ。地域全体としては風力発電事業に容認したため、騒音など被害を訴えるマイノリティの人たちは、自分たちだけが文句を言える環境にはなかったのである。

#### 4-4. 被害の選択

事業では、林友代表のB氏はこうした被害をどのように捉え、対応しているのであろうか。事業による騒音等が原因で引っ越しをした住民がいることはB氏も認知していた。しかしながら、B氏は、A氏が田舎暮らしを望み、この地に来て、地域に溶け込みたいという思いと風車の被害を天秤にかけ、前者を重要視した（被害を飲み込んだ）という解釈をしている。もちろん、A氏がB氏に相談しに来たら、話を聞き、事業者との間に入って適切に対応をするとB氏はいうが、自分のところに「来なかったということは、自分だけ騒ぐよりも地域に溶け込むことを優先させたのではないか。」と判断するのである。

### 5. 結論

再エネ事業も地域開発である。地域開発には受益圏と受苦圏がどうしても存在する。本事例は、受苦圏（騒音等の被害者）と事業者の間に、地域社会の共有地の組合が媒介役となり、事業者から得た利益を地域貢献に活用することで、受苦圏に適切に利益還元した事例のようにみえる。しかしながら、このことによって、騒音被害者の声が出せない地域社会の雰囲気を作り出してしまったのである。このように、再エネ事業の住民被害は、事業と地域とが結びつくことで被害を潜在化しやすいケースが存在する。

温暖化対策をするために、再エネ事業を促進しようという理屈で、疲弊している地方社会に再エネ事業が推し進められるケースが増えてきている。将来を見据えたうえで事業に賛同できるが、再エネ事業の裏に潜んでいる課題点を認識したうえで、事業が進めていくことが重要ではないだろうか。

### 6. 参考文献

- ・本巢芽美・丸山康司、2020、「風力発電所による近隣住民への影響に関する社会調査」『日本風力エネルギー学会 論文集』：39-46
- ・本巢芽美、2022、「風力発電所の立地をめぐる問題と住民の認識」丸山康司・西城戸誠編、『どうすればエネルギー転換はうまくいくのか』新泉社：48-63
- ・浜本篤史、2017、「被害構造論と受益圏・受苦圏」鳥越皓之・帯谷博明編著、「よくわかる環境社会学第2版」、ミネルヴァ書房：154-157